

(目的)

この法律は、長期金融の円滑を図るために、長期信用銀行の制度を確立し、その業務の公共性にかんがみ、監督の適正を期するとともに、銀行業務の分化により金融制度の整備に資することを目的とする。

(定義)

この法律において「長期信用銀行」とは、第四条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

(資本金の額)

長期信用銀行の資本金の額は、政令で定める額以上でなければならない。

2 前項の政令で定める額は、百億円を下回つてはならない。

(営業の免許)

長期信用銀行の資本金の額は、政令で定める額以上でなければならない。

3 前項の政令で定める額は、百億円を下回つてはならない。

この法律において「長期信用銀行」とは、第四条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

前項の政令で定める額は、百億円を下回つてはならない。

内閣総理大臣は、免許を申請した者の個人的情成及び事業収支の見込み、経済金融の状況その他を勘案し長期信用銀行の業務を行うにつき十分な適格性を有するものと認めた場合に限り、前項の免許をすることができる。

(商号)

第五条 長期信用銀行は、その商号中に銀行という文字を用いなければならない。

2 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第六条第二項(商号)の規定は、長期信用銀行には適用しない。

(業務の範囲)

第六条 長期信用銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。

一 設備資金又は長期運転資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受け

二 国債、地方債、社債その他の債券(短期社債等を除く)、株式又は出資証券の応募その他による取得(社債その他の債券(政

府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものを除く)、株式又は出資証券にあつては、売出しの目的をもつてする取得を除く。

三 預金又は定期積金の受入れ(国若しくは地

方公共団体又は貸付先、社債の管理の委託会社その他の取引先からの受入れに限る。)

四 為替取引

五 地方債又は社債その他の債券の募集又は管

理の受託

六 設備資金及び長期運転資金以外の長期資金(資金需要の期間が六月を超えるものをいう。以下同じ。)に関する不動産を担保とする貸付け、又はその受け入れた預金及びこれに準ずるものとの合計金額に相当する金額を限度とする短期資金(資金需要の期間が六月以下のものをいう。)に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の受け受けをする業務

七 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十

五号)第二十八条第六項(通則)に規定する投資助言業務

八 信託法(平成十八年法律第八号)第三条

第三号(信託の方法)に掲げる方法によつてする信託に係る事務にに関する業務

九 デリバティブ取引(有価証券関連デリバテイブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。)である外國銀行の業務の代理又は媒介を当該長期信用銀行が行う場合における当該代理又は媒介その他の内閣府令で定めるもの

五の二 外國銀行の業務の代理又は媒介(長期

信用銀行の子会社(第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。第六条の三において同じ。)である外國銀行の業務の代理又は媒介を当該長期信用銀行が行う場合における当該代理又は媒介その他の内閣府令で定めるもの

五の三 他の金銭に係る事務の取扱い

六 國、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他

七 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

七の二 振替業

八 両替

九 デリバティブル取引(有価証券関連デリバテイブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。)であつて内閣府令で定めるもの(第四号に掲げる業務に該当するものを除く)

十 デリバティブル取引(内閣府令で定めるものに限る。)の媒介、取次ぎ又は代理

十一 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量の価格その他指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブル取引」という。)のうち長期信用銀行の経営健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの(第四号及び第九号に掲げる業務に該当するものを除く)

十二 金融等デリバティブル取引の媒介、取次ぎ又は代理(第十号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令で定めるものを除く。)

十三 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務

る行為を行う業務(第一項第一号及び第一号に掲げる業務に該当するものを除く。)において「リース物件」という。)を使用させることができないものであることはこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

四 金銭債権(譲渡性預金証書その他の内閣府令で定める証書をもつて表示されるものを含む。)の取得又は譲渡

五 銀行その他金融業を行う者(外国銀行(銀行法第十条第二項第八号(業務の範囲)に規定する外国銀行をいう。以下同じ。)を除く)の業務(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)の代理又は媒介(内閣府令で定めるものに限る。)

六 行政機関の業務(内閣府令で定めるものに限る。)

七 有価証券の貸付け

八 有価証券の買賣(有価証券関連デリバティブル取引に該当するものを除き、書面取次ぎ行為に限る。)又は有価証券関連デリバティブル取引(投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。)

九 金融商品取引法第三十三条第二項各号(金融機関の有価証券関連業の禁止等)に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定め

イ 契約の対象とする物件(以下この号において「リース物件」という。)を使用させることができないものであることはこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得料その他の当該リース物件の使用期間の満了の時に必要となる付随費用として内閣府令で定めた額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるための費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

イ 前号に掲げる業務の代理又は媒介を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他の当該長期信用銀行の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該長期信用銀行の當む第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる業務の高度化又は当該長期信用銀行の利用者の利便の向上に資するものである

十六 当該長期信用銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該長期信用銀行の當む第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる業務に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの

十七 第一項第二号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一 社債、株式等の振替に關する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号(権利の帰属)に規定する短期社債

二 削除

三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一百三十九条の十二第一項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債

号) 第十一条第六項(定義)に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務(同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行なう業務に係るものに限る。以下この号において同じ。)のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの。

イ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為

ロ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為(前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。)

ハ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

五 保険業法第二条第二項(定義)に規定する保険会社(第十一号ロ並びに第十六条第四号及び第十号ロにおいて「保険会社」という。)

六 保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者(第十一号ロ並びに第十六条第四号及び第十号ロにおいて「少額短期保険業者」という。)

七 保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者(平成十六年法律第百五十四号第一条第二項(定義)に規定する信託会社のうち、信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号。第十一号ロにおいて「兼営法」という。)第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務をいう。同号ロにおいて同じ。)を専ら営むもの(同号ロ並びに第十六条の四第一項及び第十号ロにおいて「信託専門会社」という。)

八 銀行業(銀行法第二条第二項に規定する银行业をいう。以下同じ。)を営む外国の会社八 有価証券関連業を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

九 保険業(保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。以下同じ。)を営む外国の会社(第七号に掲げる会社に該当するものを除く。)

十 信託業(信託業法第一条第一項に規定する信託業をいう。以下同じ。)を営む外国の会社(第七号に掲げる会社に該当するものを除く。)

十一 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該長期信用銀行、その子会社(第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。)その他これらに類する者として内閣府令で定める他の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。)

イ 金融関連業務(当該長期信用銀行が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、当該長期信用銀行が保険会社少額短期保険業者及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、当該長期信用銀行が信託兼営銀行(兼営法第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む銀行をいう。第十六条の四第一項第十号ロにおいて同じ。)信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合に(当該長期信用銀行が兼営法第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む長期信用銀行である場合を除く。)あつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。)

十二 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社(当該長期信用銀行又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの(次号及び第十四号において「特定子会社」という。)以外の子会社が、合算してその基準議決権数(第十七条において準用する銀行法第十六条の四第一項(銀行等による議決権の取得等の制限)に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。)を超える議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を含む。以下同じ。)を保有していないものに限る。)

十三 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行なう会社として内閣府令で定める会社(その事業に係る計画又は内閣府令に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社にあつては、当該長

期信用銀行又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。)

十四 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。)

十五 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該長期信用銀行の営む第六条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる業務の高度化若しくは当該长期信用銀行の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社

十六 子会社対象会社のみを子会社とする持株会社(第十六条の二の四第一項に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。)で内閣府令で定めるもの(当該持株会社に同一の子会社を含む)。

十七 子会社対象会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの(当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

十八 前項に規定する子会社とは、会社がその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

十九 前項の場合において、会社が保有する議決権を行使することができない株式についての議決権を含む。以下同じ。)を保有していないものに限る。)

二十 信託業(信託業法第一条第一項に規定する信託業をいう。以下同じ。)を営む外国の会社(第七号に掲げる会社に該当するものを除く。)

二十一 保険業(保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。以下同じ。)を営む外国の会社(第七号に掲げる会社に該当するものを除く。)

二十二 銀行業(銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。以下同じ。)を営む外国の会社八 有価証券関連業を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

二十三 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行なう会社として内閣府令で定める会社(その事業に係る計画又は内閣府令に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社にあつては、当該長

十一 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

イ 従属業務 長期信用銀行又は第一項第二号から第十号までに掲げる会社の営む業務に従属性として内閣府令で定めるもの

ロ 金融関連業務 第六条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる業務、有価証券関連業、保険業又は信託業に付隨し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業に付隨し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

四 保険専門関連業務 専ら保険業に付隨し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

五 信託専門関連業務 専ら信託業に付隨し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

六 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、長期信用銀行又はその子会社(第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。)の担保の実行による株式又は持分の取得、長期信用銀行又はその子会社による第一項第十二号から第十四号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該長期信用銀行の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行は、その子会社となつた会社が当該事由(当該長期信用銀行又はその子会社による同項第十二号から第十四号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由を除く。)の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう所要の措置を講じなければならない。

七 長期信用銀行は、第一項第一号から第十一号まで又は第十五号から第十七号までに掲げる会社(従属業務(第四項第一号に規定する従属性をいう。)又は第六条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる業務に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるもの)を営む会社を除く。以下この条及び第二十七条第四号において「子会社対象銀行等」とい

う。)を子会社としようとするとき(第一項第十五号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。)にあつては、当該長期信用銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)は、第十七条において準用する銀行法第三条第一項から第三項まで(合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可等)又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第五条第一項(認可)の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

前項の規定は、子会社対象銀行等が、長期信用銀行又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該長期信用銀行の子会社(第一項第十五号に掲げる会社(前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)にあつては、当該長期信用銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。)となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行は、その子会社などなつた子会社対象銀行等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

长期信用銀行は、次の各号のいずれかに該する場合には、第一項の規定にかわらず、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から十年を経過する日までの間、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

一 当該长期信用銀行が現に子会社にあつては、当該株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該长期信用銀行の子会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの(子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。)をいう。又は外国の会社を子会社としている子会社の会社としている会社に限る。)、持株会社(子会社対象会社を子会社としている会社に限る。)又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの(子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。)を子会社としているものに限り、持株会社を除く。)をい

う。)のうち内閣府令で定めるものを主として営む外国の会社をいい、第一項第十一号に掲げる会社を除く。以下この条及び第十七条において同様。)を子会社とすることによりて営む外国の会社をいい、第一項第十一号に掲げる会社と子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることによりて営む外国の会社をいい、第一項第十一号に掲げる会社を除く。以下この条及び第十七条において同様。)を子会社とすることによりて営む外国の会社をいい、第一項第十一号に掲げる会社と子会社対象会社以外の外国の会社を現に子会社としている子会社対象会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市场又は資本市場の状況その他の事情に照らして、第八項の期間又はこの項の規定により延長された期間の末日までに当該子会社が現に子会社としているもの(子会社を除く。)を子会社としようとするときについて準用する。

二 当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社としようとする場合には、当該子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社(当該長期信用銀行が子会社とした子会社を除く。)を子会社としようとするときについて准用する。

三 長期信用銀行は、第八項各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかわらず、第八項の期間を超えて当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることについて准用する。

四 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該する場合には、前項の承認をするものとする。

一 長期信用銀行が現に子会社としている子会社対象外国会社(第一項第七号から第十一号まで及び第十五号に掲げる会社に限る。次号において同じ。)又は外国特定金融関連業務会社の競争力(外国特定金融関連業務会社における競争力に限る。同号において同じ。)の確保その他の事情に照らして、当該長期信用銀行が子会社対象会社以外の外国の会社(外国特定金融関連業務会社を除く。以下この項において同じ。)をその子会社としようとする場合において、内閣総理大臣の認可を受けたときは、第一項の規定にかわらず、当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

二 当該长期信用銀行が子会社とした子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の事業の遂行のため、当該长期信用銀行が現に子会社としている子会社対象会社以外の外国の会社(外国特定金融関連業務会社を除く。以下この項において同じ。)をその子会社としようとする場合において、内閣総理大臣の認可を受けたときは、第一項の規定にかわらず、当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

三 現に子会社としている他の会社(子会社対象会社に限る。)を子会社対象会社以外の会社としている会社としようとする場合(第八項第二号に掲げる場合、第十三項及び第十四項本文に規定する場合並びに前号に掲げる場合を除く。)

五 第十一項の規定は、前項の承認について準用する。

六 長期信用銀行は、当該长期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該长期信用銀行の子会社及び第一項第十五号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。)を引き続き子会社としなつたことその他内閣府令で定める事実を知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該长期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

(合併異議の催告)

第十四条 長期信用銀行が合併(第十七条において準用する銀行法第三十条第一項(合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可等))に規定する合併に限る。)の決議をした場合において、会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項(債権者の異議)の規定によつてしなければならない催告は、長期信用銀行債の権利者、預金者、定期積金の積金者その他の政令で定める債権者に対しではすることを要しない。

(会社分割異議の催告)

第十四条の二 長期信用銀行が会社分割の決議をした場合において、会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項(債権者の異議)の規定によつてしなければならない催告は、長期信用銀行債の権利者、預金者、定期積金の積金者その他の政令で定める債権者に対しではすることを要しない。

(会社分割異議の催告)

第十四条の二 長期信用銀行が会社分割により长期信用銀行債、預金又は定期積金の債務を承継した場合において、会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項(債権者の異議)の規定によつてしなければならない催告は、長期信用銀行債の権利者、預金者、定期積金の積金者その他の政令で定める債権者に対しではすることを要しない。

第十五条 長期信用銀行は、吸収分割又は事業の全部若しくは一部の譲受けにより契約(その契約に関する業務が銀行業に属するものに限る。以下この条において同じ。)に基づく権利義務を承継した場合において、その契約に関する業務を継続することができる。(他業会社への転移等)

（吸収分割又は事業の譲受け）

第十六条 長期信用銀行は、吸収分割又は事業の全部若しくは一部の譲受けにより契約(その契約に関する業務が銀行業に属するものに限る。以下この条において同じ。)に基づく権利義務を承継した場合において、その契約に関する業務を継続することができる。(他業会社への転移等)

（長期信用銀行の総株主の議決権の保有者等）

第十六条の二 一 議決権保有割合(長期信用銀行議決権大量保有者の保有する当該長期信用銀行議決権大額保有者がその総株主の議決権の百分の五を超過する場合において「法人申請者等」という。)による長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である場合においては、当該事由の生じた日の属する当該長期信用銀行の事業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項及び第四項において「猶予期限日」という。)までに長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日数の議決権の保有者であり、又はその主要

用銀行であつた会社に従前の長期信用銀行債、預金又は定期積金の債務が残存するときは、政令で定める場合を除き、内閣総理大臣は、当該会社が当該債務を完済する日又は当該免許が効力を失つた日以後二十年を経過する日のいずれか早い日まで、当該会社に対し、当該債務の総額を限度として財産の供託を命じ、又は長期信用銀行債の権利者、預金者若しくは定期積金の積金者の保護を図るために当該債務の処理若しくは資産の管理若しくは運用に関し必要な命令をすることができる。

第十六条の二の二 一 次に掲げる取引若しくは行為により一の長期信用銀行の主要株主基準値(銀行法第二条第九項(定義等))に規定する主要株主基準値をいう。以下の数の議決権の保有者にならうとする者又は長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人の設立をしようとする者(国等並びに第十六条の二の四第一項に規定する持株会社にならうとする会社、同項に規定する者及び長期信用銀行を子会社としようとする会社、同項に規定する長期信用銀行持株会社を除く。)は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

二 当該議決権の保有者にならうとする者によつて「国等」という。を除く。以下「長期信用銀行議決権大量保有者」という。は、内閣府令で定めるところにより、長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から五日(日曜日その他内閣府令で定める休日の日数は、算入しない。)以内に(保有する議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める休日の日数は、算入しない。)に次に掲げる取引又は行為以外の事由によるものと見て政令で定める法人(次条において「国等」という。)を除く。以下「長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者によるものと見做すもの」の名義をもつて保有する者を含む。以下同じ。(国 地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人(次条において「国等」という。)を除く。以下「長期信用銀行議決権大量保有者」という。は、内閣府令で定めるところにより、長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から五日(日曜日その他内閣府令で定める休日の日数は、算入しない。)以内に(保有する議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める休日の日数は、算入しない。)に次に掲げる取引又は行為以外の事由によるものと見做すもの)を除く。以下「長期信用銀行議決権の保有者にならうとする者がその主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者によるものと見做すもの」の名義をもつて保有する者を含む。以下同じ。)及び特定主要株主が保有する議決権について準用する。

三 その他の政令で定める取引又は行為前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由によるものと見做すもの(以下この条において「申請者」という。)が会社その他の法人である場合又は当該認可を受けて会社その他の法人が設立される場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に関する事項、保有的目的その他の当該申請者又は当該認可を受けて設立される会社その他の法人(以下この号において「法人申請者等」という。)による長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有に関する事項に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であり、又はその主要

株主基準値以上の数の議決権の保有者となる長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

口 法人申請者等及びその子会社（子会社となる会社を含む。）の財産及び収支の状況に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる长期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ハ 法人申請者等が、その人的構成等に照らして、長期信用銀行の業務の公共性に関する十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に関する事項、保有の目的その他の当該申請者による长期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有に関する事項に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の議決権の保有であり、又はその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる长期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ロ 当該申請者の財産の状況（当該申請者が事業を行う者である場合においては、収支の状況を含む。）に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる长期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

（長期信用銀行を子会社とする持株会社による認可）

ハ 当該申請者が、长期信用銀行の業務の公

（長期信用銀行持株会社による認可）

ハ 该申請者が、长期信用銀行持株会社による認可を受けなければならない。

二 当該会社の子会社による第四条第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

二 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により长期信用銀行を子会社とする持株会社になつた会社（以下「特定持株会社」という。）は、当該事由の生じた日の属する事業年度経過後三月以内に、当該会社が长期信用銀行を子会社とする持株会社になつた旨その他の内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

三 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する事業年度の終了の日から一年を経過する日（以下この項及び第五項において「猶予期限日」という。）までに长期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

（长期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）

第十六条の四 長期信用銀行持株会社（长期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）は、长期信用銀行及び次に掲げる会社（以下この条及び次条第二項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行

二 証券専門会社

三 証券仲介専門会社

三の二 第十三条の二第一項第四号の二に掲げる会社

四 の二 少額短期保険業者

五 信託専門会社

六 銀行業を営む外国の会社

七 有価証券関連業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

八 保険業を営む外國の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

九 信託業を営む外國の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該长期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。）

十一 当該認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社（以下この条において

「申請者等」という。）及びその子会社（子会社となる会社を含む。次号において同じ。）の収支の見込みが良好であること。

二 申請者等及びその子会社が保有する資産に照らしこれら者の自己資本の充実の状況が適当であること。

三 申請者等が、その人的構成等に照らして、その子会社であり、又はその子会社となる长期信用銀行の経営管理を的確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

（长期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）

第十六条の四 長期信用銀行持株会社（长期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）は、长期信用銀行及び次に掲げる会社（以下この条及び次条第二項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行

二 証券専門会社

三 証券仲介専門会社

三の二 第十三条の二第一項第四号の二に掲げる会社

四 の二 少額短期保険業者

五 信託専門会社

六 銀行業を営む外国の会社

七 有価証券関連業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

八 保険業を営む外國の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

九 信託業を営む外國の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該长期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。）

十一 当該認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社（以下この条において

「申請者等」という。）及びその子会社（子会社となる会社を含む。次号において同じ。）の収支の見込みが良好であること。

二 申請者等及びその子会社が保有する資産に照らしこれら者の自己資本の充実の状況が適当であること。

三 申請者等が、その人的構成等に照らして、その子会社であり、又はその子会社となる长期信用銀行の経営管理を的確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

（长期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）

第十六条の四 長期信用銀行持株会社（长期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）は、长期信用銀行及び次に掲げる会社（以下この条及び次条第二項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行

二 証券専門会社

三 証券仲介専門会社

三の二 第十三条の二第一項第四号の二に掲げる会社

四 の二 少額短期保険業者

五 信託専門会社

六 銀行業を営む外国の会社

七 有価証券関連業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

八 保険業を営む外國の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

九 信託業を営む外國の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該长期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。）

十一 当該認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社（以下この条において

長期信用銀行持株会社は、次の各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかるわらず、当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

一 現に子会社としている第一項第十号に掲げる会社を外国特定金融関連業務会社としようとする場合

二 現に子会社としている外国の会社（子会社対象会社に限る。）を子会社対象会社以外の外国の会社としようとする場合（第五項第二号に掲げる場合、第十項及び第十一項本文に規定する場合並びに前号に掲げる場合を除く。）

第八項の規定は、前項の承認について準用する。

15 長期信用銀行持株会社は、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（当該長期信用銀行持株会社の子会社及び第一項第十四号に掲げる会社（内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。）を除く。）に掲げる会社となつたことその他内閣府令で定める事実を知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

16 第十六条の四の二 長期信用銀行持株会社は、前例（一）前条第一項第十号イ又はロに掲げる業務（次に掲げる会社を除く。）を営むものに限る。）であつて、当該長期信用銀行持株会社、その子会社（長期信用銀行並びに同条第一項第一号及び第六号に掲げる

会社に限る。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるもの営むことができる業務及び特例子会社対象業務を専ら営む会社（前号ロに掲げる会社を除く。）

二 前条第一項各号（第十一号から第十四号までを除く。）に掲げる会社が営むことができるもの営むことができる業務及び特例子会社対象業務とは、子会社対象会社（前条第一項第十一号から第十四号までに掲げる会社を除く。）が営むことができる業務（従属業務を除く。以下この項において「特定業務」という。）以外の業務であつて、特定条第三項第十一号に規定する金融等デリバティブ取引に係る同号に規定する商品の売買その他の特定業務に準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。

3 長期信用銀行持株会社は、第一項の規定により同項各号に掲げる会社を持株特定子会社とし、同項各号に掲げる会社を持株特定子会社とする特例子会社対象業務（前項に規定する特例子会社対象業務をいう。以下この条及び第二十七条第六号において同じ。）を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

4 前項の規定は、第一項各号に掲げる会社が、前条第四項に規定する内閣府令で定める事由により長期信用銀行持株会社の持株特定子会社となる場合には適用しない。ただし、当該長期信用銀行持株会社は、その持株特定子会社となつた会社を引き続き持株特定子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに持株特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 第三項の規定は、長期信用銀行持株会社が、その持株特定子会社としている第一項各号に掲げる会社を第三項（二）の項において準用する場合を含む。）又は前項ただし書の認可に係る特例子会社対象業務を専ら営む会社（次に掲げる会社を除く。）

イ 前条第一項第十号イ又はロに掲げる業務（次に掲げる会社を除く。）を専ら営む会社（次に掲げる会社を除く。）において「従属業務」という。）を営むものに限る。）であつて、当該长期信用銀行持株会社、その子会社（長期信用銀行並びに同条第一項第一号及び第六号に掲げる

ず、特例長期信用銀行業高度化等業務（同条第一項第十四号に掲げる会社が営むことができる業務のうち内閣府令で定めるものをいう。以下この条及び第二十七条第六号において同じ。）を専ら営む会社を持株特定子会社とすることができる。

6 認定長期信用銀行持株会社は、第六項の規定により特例長期信用銀行業高度化等業務を専ら営む会社を持株特定子会社としようとするとき（特例長期信用銀行業高度化等業務を専ら営む会社のうち内閣府令で定める会社にあつては、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）となつた特例会社対象会社を引き続き持株特定子会社とする場合を除く。）には、適用しない。

7 内閣総理大臣は、長期信用銀行持株会社が当該長期信用銀行持株会社並びに当該长期信用銀行及び特例长期信用銀行持株会社である長期信用銀行及び特例长期信用銀行業高度化等業務を専ら営む持株特定子会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

8 認定長期信用銀行持株会社は、第六項の規定により特例長期信用銀行業高度化等業務を専ら営む会社を持株特定子会社としようとするとき（特例長期信用銀行業高度化等業務を専ら営む会社のうち内閣府令で定める会社にあつては、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）となつた特例会社対象会社を引き続き持株特定子会社とする場合を除く。）には、適用しない。

9 前項の規定は、特例長期信用銀行業高度化等業務を専ら営む会社が、前条第四項に規定する内閣府令で定める事由により認定長期信用銀行持株会社の持株特定子会社（前項に規定する内閣府令で定める会社にあつては、長期信用銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項及び次項において同じ。）となる場合には適用しない。ただし、当該認定長期信用銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項及び次項において同じ。）となる場合には適用しない。ただし、当該認定長期信用銀行持株会社又は、その持株特定子会社となつた会社を引き続き持株特定子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに持株特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

10 第一項、第三項及び第四項の規定により特例子会社対象業務（第一項又は第六項の規定により特例子会社対象業務を専ら営む会社（第一項各号に掲げる会社又は特例長期信用銀行業高度化等業務を専ら営む会社をいう。次項及び第二十七条第六号において同じ。）を持株特定子会社としようとするときについて準用する。

11 前項の規定は、第四項本文及び第九項本文に規定する場合（第四項ただし書の規定により内閣総理大臣の認可を受けて持株特定子会社となつた特例子会社対象会社を引き続き持株特定子会社とする場合及び第九項ただし書の規定による届出をして持株特定子会社（第八項に規定する内閣府令で定める会社にあつては、当該长期信用銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）となつた特例子会社対象会社を引き続き持株特定子会社とする場合を除く。）には、適用しない。

12 第十六条の五 長期信用銀行代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、営むことができない。

13 前項に規定する長期信用銀行代理業とは、長期信用銀行代理業の許可（長期信用銀行代理業の許可）による営業をいう。

14 第十六条の五の二 預金又は定期積金の受け入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介は媒介

3 長期信用銀行代理業者（第一項の許可を受けた长期信用銀行代理業（前項に規定する长期信用銀行代理業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）は、所属長期信用銀行（長期信用銀行代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受け入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は替取引を行なう长期信用銀行をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所属長期信用銀行の委託を受けた长期信用銀行代理業者の再委託を受ける場合でなければ、長期信用銀行代理業を営んではならない。

4 長期信用銀行代理業者は、あらかじめ、所属長期信用銀行の許諾を得た場合でなければ、長期信用銀行代理業の再委託をしてはならない。

(許可の基準)
第十六条の六 内閣総理大臣は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請を行う者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 長期信用銀行代理業を遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有する者であること。

二 人的構成等に照らして、長期信用銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三 他に業務を営むことによりその長期信用銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められない者であること。

内閣総理大臣は、前項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、前条第一項の許可に长期信用銀行代理業の業務の内容その他事項について条件を付し、及びこれを変更することができる。

(適用除外)

第十六条の七 第十六条の五第一項の規定にかかるわらず、長期信用銀行等（長期信用銀行その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条（登録）の登録（同法第十一條第二項（定義）に規定する預金等媒介業務の種別に係るものの限る。）を受けている者を除く。）は、（紛争解決等業務を行う者の指定）内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務苦情処理手続（長期信用銀行業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（長期信用銀行業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第十七条を除き、以下同じ。）を行ふ者として、指定することができる。

一 法人（人格のない社団又は財團で代表者は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。）であ

ること。
二 第十七条において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定

による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定によると認められる内閣府令で定める基準に適合する

個人的構成等に照らして、長期信用銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三 この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者でない者でないこと。

四 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの。

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 第十七条において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により且つ当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法規に規定する手続を含む。ニにおいて同じ。）

三 第十七条において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により且つ当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法規に規定する手続を含む。ニにおいて同じ。）

四 第十七条において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により且つ当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法規に規定する手續を含む。ニにおいて同じ。）

五 第十七条において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により且つ当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法規に規定する手續を含む。ニにおいて同じ。）

六 第十七条において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により且つ当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法規に規定する手續を含む。ニにおいて同じ。）

七 第十七条において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により且つ当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法規に規定する手續を含む。ニにおいて同じ。）

八 第十七条において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により且つ当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法規に規定する手續を含む。ニにおいて同じ。）

九 第十七条において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により且つ当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法規に規定する手續を含む。ニにおいて同じ。）

の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

銀行に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聽取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

一 他の指定期争解決機関その他相談、苦情の相手方である長期信用銀行をいう。次号において同じ。）が負担する負担金に関する事項

二 紛争解決等業務に要する費用について加入料金を徴収する場合にあつては、当該料金を

三 手続実施基本契約の締結に関する事項

四 分に限り、同号に掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部

五 正な実施に支障を及ぼすおそれがないものでないこと。

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものでないこと。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程（以下この条及び次条において「業務規程」といいう。）が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八 第三項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約（紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関（この項の規定による指定を受けた者をいう。第五項、次条及び第二十九条において同じ。）と長期信用銀行との間で締結される契約をいう。以下この号及び次号において同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（第十七条において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号において同一の事項を除く。）その他の手続実施基本契約の内容（第十七条において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号において同一の事項を除く。）その他の手続実施基本契約の内容（第十七条において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号において同一の事項を除く。）その他の手続実施基本契約の内容（第十七条において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号において同一の事項を除く。）その他の手続実施基本契約の締結に関する事項

九 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定を受けたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地並びに当該指定を受けた日を官報で告示しなければならない。

（業務規程）

第十一条の九 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に關する業務規程を定めなければならない。

二 紛争解決等業務に要する費用について加入料金を徴収する場合にあつては、当該料金を

三 手續実施基本契約の締結に関する事項

四 分に限り、同号に掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部

五 その他の指定期争解決機関その他の者との連携

六 公共団体、民間事業者その他の者との連携

七 紛争解決等業務に關する苦情の処理に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

（銀行法の準用）
第十七条 銀行法の規定は、同法第一条から第三条まで（目的、定義等）、第四条（営業の免許）、第五条第一項及び第二項（資本金の額）、

信用銀行代理業者にあつては、当該特定預金等契約の解除に伴い長期信用銀行に損害賠償その他の金銭の支払をした場合における当該支払に伴う損害賠償その他の金銭の支払を請求することはできない。ただし、長期信用銀行にあつては、当該特定預金等契約」と、「金融商品取引契約に関して」とあるのは「特定預金等契約に関する解説に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない」とあるのは「金額については、この限りでない」と、同条第四項ただし書中「前項の」とあるのは「長期信用銀行にあつては、前項の」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者はを含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三項中「原因となるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるもの」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項第一号、第三号

から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第三項を除く。）第三十七条の四及び第三十七条の六」と、「締結した」とあるのは「締結若しくはその代理若しくは媒介をして」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（銀行との関係）

第十八条 長期信用銀行は、銀行法にいう銀行でない。但し、銀行法及びこれに基く命令以外の法令において「銀行」とあるのは、別段の定がない限り、長期信用銀行を含むものとする。（認可等の条件）

3

内閣総理大臣は、この法律の規定（第十七条において準用する銀行法の規定を含む。次条から第二十三条までにおいて同じ。）による認可、承認又は認定（次項において「認可等」という。）に条件を付し、及びこれを変更することができる。
2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又是認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。（認可の失効）

第二十条 長期信用銀行、長期信用銀行主要株主（第十六条の二の二第一項の認可のうち設立に係るものを受けた者を含む。）又は長期信用銀行持株会社（第十六条の二の四第一項の認可を受けた者を含む。）がこの法律の規定による認可を受けた日から六ヶ月以内に当該認可を受けたときは、当該認可は、効力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合は、第三項に規定するものとおり、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けていたときには、この限りでない。

2

前項に規定するもののほか、第十六条の二の二第一項又は第二項ただし書の認可（以下この項において「主要株主認可」という。）については、当該主要株主認可に係る长期信用銀行主要株主が長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたとき又は当該主要株主認可に係る长期信用銀行子会社とすることについて第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書若しくは第十六条の四第三項若しくは第四項ただし書の認可を受けたときは、当該主要株主認可は、効力を失う。

3

第一項に規定するもののほか、第十六条の二の二第一項又は第二項ただし書の認可（以下この項において「主要株主認可」という。）については、当該主要株主認可に係る长期信用銀行主要株主が長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたとき又は当該主要株主認可に係る长期信用銀行子会社とすることについて第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書若しくは第十六条の四第三項若しくは第四項ただし書の認可を受けたときは、当該主要株主認可は、効力を失う。

4 第二十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（罰則）

5 第二十三条の三 一 不正の手段により第四条第一項の免許を受けた者
二 第十六条の五第一項の規定に違反して、許可を受けないで长期信用銀行代理業を営んだ者
三 不正の手段により第十六条の五第一項の許可を受けた者
四 第十七条において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第九条の規定に違反して、他人に長期信用銀行の業務を営ませた者
五 銀行法第五十二条の四十一（銀行法第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）の規定に違反して、他人に長期信用銀行の業務を営ませた者
六 第十七条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者

（内閣府令への委任）

第二十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

第二十三条 一 前項の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。（経過措置）

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。（罰則）

二 第二十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三 第二十三条の三 一 不正の手段により第四条第一項の規定に違反した者
二 第十六条の五第一項の規定に違反して、許可を受けないで长期信用銀行代理業を営んだ者
三 不正の手段により第十六条の五第一項の許可を受けた者
四 第十七条において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第九条の規定に違反して、他人に長期信用銀行の業務を営ませた者
五 銀行法第五十二条の四十一（銀行法第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）の規定に違反して、他人に長期信用銀行の業務を営ませた者
六 第十七条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者

一 第十六条の二の四第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により長期信用銀行を子会社とする持株会社になつたとき又は長期信用銀行を子会社とする持株会社を設立したとき。

二 同項に規定する猶予期限日を超えて長期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

三 第十六条の二の四第五項の規定による命令に違反して長期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき又は銀行法第五十二条の三十四第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて長期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

第二十五条 一 第十六条の二の四第三項の規定に違反して、同項に規定する猶予期限日を超えて長期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

二 第二十三条の二の四第一項の規定による命令に違反して長期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき又は銀行法第五十二条の三十四第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて長期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

三 第二十三条の三 一 第二十三条の二の四第三項又は第十六条の六第二項の規定により付した条件に違反した者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処する。

四 第二十四条の二 一 第二十四条第三項又は第十六条の六第二項の規定により付した条件に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 銀行法第五十二条の六十三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三 銀行法第五十二条の八十九第一項若しくは第二十条第一項の規定による報告書若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をせしめ、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらに規定による当該職員の質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の第二項の規定による報告書若しくは資料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 銀行法第五十二条の八十一第一項若しくは第二十条第一項の規定による報告書若しくは資料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 銀行法第五十二条の八十二第一項の規定による命令に違反した者

において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで特例子会社対象会社を同項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは同条第四項ただし書きの認可に係る特例子会社対象業務以外の特例子会社対象業務を営む持株特定子会社としたとき又は同条第八項の規定による届出をしないで、若しくは虚偽の届出をして、特例長期信用銀行業高度化等業務を専ら営む会社を持株特定子会社としたとき（同項に規定する内閣府令で定める会社にあっては、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき）。

七 第十九条第一項の規定により付した条件（第六条の三第一項若しくは第二項、第十三条の二第六項（同条第九項又は第十五項において準用する場合を含む。）、第十項、第十三項、第十六項若しくは第十八項、第十六条の二第二項若しくは第二項ただし書き、第十六条の四第三項（同条第六項又は第十二項において準用する場合を含む。）、第七項、第十六項若しくは第五項若しくは第十五項若しくは第六条の四第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第七項の規定又は銀行法第八条第二項若しくは第三項、第十三条第一項から第三項まで、第三十七条第三項第一項若しくは第五十二条の三十五第一項から第六条の四の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）に違反したとき。

八 銀行法第五条第三項、第六条第三項又は第八条第二項若しくは第三項の規定による内閣第三項までの規定による認可、承認又は認定に係るものに限る。）に違反したとき。

九 銀行法第七条第一項又は第五十二条の十九第一項の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

十 銀行法第十六条の四第一項若しくは第二項ただし書又は第五十二条の二十四第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反したとき。

十一 銀行法第十六条の四第三項若しくは第五項の規定により付した条件に違反したとき。

十二 銀行法第十八条の規定に違反して資本準備金又は利益準備金を計上しなかつたとき。

十三 銀行法第二十六条第一項、第五十二条の規定により付した条件に違反したとき。

十四 第一项若しくは第五十二条の三十三第一項又は第五十二条の二十四第三項若しくは第五項の規定により付した条件に違反したとき。

五十二条の十四、第五十二条の十五第一項、第五十二条の三十三第一項若しくは第三項若しくは第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

七 銀行法第三十四条第五項（銀行法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業の譲渡又は譲受けをしたとき。

十四の二 銀行法第五十二条の二ハの規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十四の三 銀行法第五十二条の二十一の二第二項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項に規定する内閣府令で定める業務（同条第二項ただし書きに規定する内閣府令で定める軽易な業務を除く。）を行つたとき。

十五 銀行法第五十二条の四十三（銀行法第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

十六 銀行法第五十二条の四十九（銀行法第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

十七 銀行法第五十七条の四の規定による登記をしなかつたとき。

第二十八条 銀行法第五十二条の七十六の規定に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

第二十九条 銀行法第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者（第三者の財産の没収手続等）。

第三十条 第二十五条の二の三第一項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第三十二条において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

二 第二十五条の二の三第一項の規定により、地主権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

三 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項まで（第三者の財産の没収手続等）の規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、同法第二十五条の二の三第二項において準用する同法第二百九条の三第二項（没収の要件等）の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の第四項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「長期信用銀行法第二十五条の二の三第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

四 第一项及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を準用する。

五 旧銀行等の債券発行等に関する法律（以下「旧債券発行法」という。）第十一条第四項から第七項まで（優先株式発行の手続）並びに同法第十二条第三項（法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の適用除外）及び同法第十三条から第十五条まで（優先株式の消却及び準備金）の規定は、この法律施行の日から五年以内で政令で定める日までは、この法律施行後も、なお効力を有する。

六 旧債券発行法は、この法律施行前に旧債券発行法により発行した債券及び国が引き受けた優先出資に関しては、この法律施行後も、前二項の規定により旧債券発行法が効力を失う以前に同法又は第七項の規定により国が引き受けた優先株式に関しては、同法が前二項の規定により裁判所を第二十五条の二の二の罪に関し没収する財産を第二十五条の二の二の罪に関し没収する裁判所に基づき権利の移転の登記又は登録を要する機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

七 当分の間、国は、長期信用銀行が発行する議決権のない株式で利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有し、且つ、利益をもつて消却することができるもの（以下「優先株式」という。）を引き受けることができる。

八 商法第二百二十二条第五項及び第六項（議決権制限株式の総数）の規定は、前項の規定により国が引き受ける優先株式の発行については、適用しない。

九 第七項の規定により国が引き受けた優先株式は、何人も、これを譲り受けることができる。

一 この法律中次項の規定及び附則第十一項中農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十三条の改正規定は、公布の日から、その他の規定は、公布の日から一年以内で政令で定める日から施行する。

二 この法律公布の日において、銀行等の債券発行等に関する法律（昭和二十五年法律第四十二号）に基き現に債券を発行している銀行が、この法律施行（この項以外の規定の施行をいう。）の日までに、大蔵大臣に対し、書面をもつて長期信用銀行となることを希望する旨の届出をした場合に、その資本の額が、この法律施行の日ににおいて五億円以上であるときは、当該銀行は、同日において、第四条の免許を受けたものとみなす。

三 大蔵大臣は、前項の規定により第四条の免許を受けたものとみなされた銀行が、この法律施行の日において五億円以上であるときは、当該銀行は、同日において、第四条の免許を受けたものとみなす。

四 銀行等の債券発行等に関する法律は、廃止する。

五 旧債券発行法（以下「旧債券発行法」という。）第十一条第四項から第七項まで（優先株式発行の手續）並びに同法第十二条第三項（法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の適用除外）及び同法第十三条から第十五条まで（優先株式の消却及び準備金）の規定は、この法律施行の日から五年以内で政令で定める日までは、この法律施行後も、なお効力を有する。

六 旧債券発行法は、この法律施行前に旧債券発行法により発行した債券及び国が引き受けた優先出資に関しては、この法律施行後も、前二項の規定により旧債券発行法が効力を失う以前に同法又は第七項の規定により国が引き受けた優先株式に関しては、同法が前二項の規定により裁判所を第二十五条の二の二の罪に関し没収する財産を第二十五条の二の二の罪に関し没収する裁判所に基づき権利の移転の登記又は登録を要する機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

七 当分の間、国は、長期信用銀行が発行する議決権のない株式で利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有し、且つ、利益をもつて消却することができるもの（以下「優先株式」という。）を引き受けることができる。

八 商法第二百二十二条第五項及び第六項（議決権制限株式の総数）の規定は、前項の規定により国が引き受ける優先株式の発行については、適用しない。

九 第七項の規定により国が引き受けた優先株式は、何人も、これを譲り受けることができる。

金並びに当該準備金と他の準備金との関係について、第五項の規定によりなお効力を有する旧債券発行法第十一条第四項から第七項まで（優先株式発行の手続）並びに同法第十二条第三項（法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の適用除外）及び第十三条から第十五条まで（優先株式の消却及び準備金）の規定を準用する。この場合において、旧債券発行法第十一条第五項中「第一項」とあるのは「長期信用銀行法（昭和二十七年法律第二百八十七号）附則第七項」と、同項及び同条第七項並びに旧債券発行法第十三条第五項中「主務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

附 則（昭和二十九年四月一〇日法律第六七号）抄

この法律は、公布の日から施行する。
附 則（昭和三七年四月二〇日法律第八二号）抄

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

第一条

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五六年六月一日法律第六一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の施行の日から施行する。ただし、第四条中長期信用銀行法第八条及び同法附則の改正規定、第五条中外国為替銀行法第九条の二の改正規定並びに第九条中農林中央金庫法第十七条の改正規定並びに附則第四条第五項から第七項まで、第五条第五項並びに第六条第五項（附則第四条第八項に係る部分を除く。）及び第五项の規定は、公布の日から施行する。（長期信用銀行法の一時改正に伴う経過措置）

合並びに施行日以後に長期信用銀行及び銀行以外の会社が合併により長期信用銀行の債券、預金又は定期積金の債務を承継した場合について適用し、施行日の前日において第四条の規定による改正前の長期信用銀行法第十六条の規定に適用を受けている会社に對する大蔵大臣の監督についても、なお従前の例による。

附 則（昭和二十九年四月一〇日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条

この法律は、昭和三八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五六年六月一日法律第六二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五六年六月一日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五六年六月一日法律第六四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五六年六月一日法律第六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五六年六月一日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五六年六月一日法律第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第一条を除く。）は、昭和五九年七月一日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第一条を除く。）は、昭和五九年七月一日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第一条を除く。）は、昭和五九年七月一日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第一条を除く。）は、昭和五九年七月一日から施行する。

外の会社が合併により长期信用銀行の債券、預金又は定期積金の債務を承継した場合について適用を受けている会社に對する大蔵大臣の監督については、なお従前の例による。

（第四十二条） 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の規定については、なお従前の例による。

附 則（昭和六三年五月三一日法律第七七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二年六月二九日法律第六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成四年六月二六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第一条を除く。）は、昭和五九年七月一日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第一条を除く。）は、昭和五九年七月一日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七一二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第一条を除く。）は、昭和五九年七月一日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第一条を除く。）は、昭和五九年七月一日から施行する。

（第五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から適用を受けることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の規定については、なお従前の例による。

附 則（昭和六三年五月三一日法律第七七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成四年六月二六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二年六月二九日法律第六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成四年六月二六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第一条を除く。）は、昭和五九年七月一日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第一条を除く。）は、昭和五九年七月一日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第一条を除く。）は、昭和五九年七月一日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第一条を除く。）は、昭和五九年七月一日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七一二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第一条を除く。）は、昭和五九年七月一日から施行する。

附 則 (平成九年一二月一二日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律(平成九年法律第二百二十号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一五日法律第一〇七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中証券取引法第四章の次に一章を加える改定規定(第七十九条の二十九第一項に係る部分に限る)並びに同法第一百八十九条第二項及び第四項の改正規定、第二十二条の規定、第二十二条中保険業法第二編第十章第二節第一款の改正規定(第二百六十五条の六に係る部分に限る)、第二十三条の規定並びに第二十五条の規定並びに附則第四十条、第四十二条、第五十八条、第三十六条、第一百四十三条、第一百四十七条、第一百四十九条、第一百五十八条、第一百六十四条、第八十七条(大蔵省設置法(昭和二十二年法律第二百四十四号)第四条第七十九号の改正規定を除く)及び第八十八条规定)平成十年七月一日(長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置)の施行の際現に長期信用銀行が新長期信用銀行法第十三条の二第六項に規定する子会社対象銀行等(当該長期信用銀行が旧長期信用銀行法第十三条の二第一項又は旧長期信用銀行法第十七条において準用する旧銀行法第十六条の三第一項の認可を受けて株式又は持分を所有している会社を除く。次項において同じ。)を子会社としている場合には、当該長期信用銀行は、施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会に届け出なければならぬ。

二 前項の長期信用銀行は、同項の届出に係る子会社対象会社以外の会社(同項による規定にあつては、当該届出に係る子会社対象銀行等を子会社と同じ)としている長期信用銀行の当該会社については、当該長期信用銀行が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

三 前項の長期信用銀行は、同項の届出に係る子会社対象会社以外の会社が子会社でなくなつたときには、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

二 第二項第四号中「規定する保険会社」とあるのは、「規定する保険会社のうち、同法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社に該当するもの」とする。

4 施行日前に、第十一条の規定による改正前の

長期信用銀行法(以下この項及び次項において「旧長期信用銀行法」という。)第十三条の二第一項又は旧長期信用銀行法第十七条において準用する旧銀行法第十六条の三第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により内閣総理大臣がしたこれらの規定に規定する(当該認可に係る旧長期信用銀行法第二十一条第一項ただし書に規定する承認を含む。)若しくは当該認可に付した条件又はこれらの規定に基づきされた当該認可に係る申請は、新長期信用銀行法第十三条の二第六項(同条第八项において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により内閣総理大臣がした同条第六項に規定する認可(当該認可に係る新长期信用銀行法第二十条第一項ただし書に規定する承認を含む)若しくは当該認可に付した条件又は新長期信用銀行法第十三条の二第六項の規定に基づきされた当該認可に係る申請とみなす。

5 この法律の施行の際現に長期信用銀行が新長期信用銀行法第十三条の二第六項に規定する子会社対象銀行等(当該長期信用銀行が旧長期信用銀行法第十三条の二第一項又は旧長期信用銀行法第十七条において準用する旧銀行法第十六条の三第一項の認可を受けて株式又は持分を所有している会社を除く。次項において同じ。)を子会社としている場合には、当該長期信用銀行は、施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会に届け出なければならぬ。

6 前項の規定による届出をした長期信用銀行は、当該届出に係る子会社対象銀行等を子会社としていることについて、施行日において新長期信用銀行法第十三条の二第六項の認可を受けたものとみなす。

7 新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第十六条の三第一項の規定は、この法律の施行の際現に国内の会社(同項に規定する国内の会社をいう。以下この項において同じ。)としている長期信用銀行の当該会社については、当該規定によることとされる場合及びこの附則の規定によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

8 (新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第十六条の三第一項の規定は、この法律の施行の際現に国内の会社(同項に規定する国内の会社をいう。以下この項において同じ。)を合算してその基準株式数等超えて所有している長期信用銀行又はその子会社(新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第十六条の三第一項に規定する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。)の株式等(新長期信用銀行法第十三条の二第一項第八号に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。)を合算してその基準株式数等において准用する場合を含む。)の規定による改正前の旧長期信用銀行法(以下この項及び次項において「旧長期信用銀行法」という。)第十三条の二第一項又は旧長期信用銀行法第十七条において準用する旧銀行法第十六条の三第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により内閣総理大臣がしたこれらの規定に規定する(当該認可に係る旧長期信用銀行法第二十一条第一項ただし書に規定する承認を含む。)若しくは当該認可に付した条件又はこれらの規定に基づきされた当該認可に係る申請は、新長期信用銀行法第十三条の二第六項(同条第八项において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により内閣総理大臣がした同条第六項に規定する認可(当該認可に係る新长期信用銀行法第二十条第一項及び第二十二条の規定に基づきされた当該認可に付した条件又は新長期信用銀行法第十三条の二第六項の規定に基づきされた当該認可に係る申請とみなす)。

6 社による当該国内の会社の株式等の所有についてでは、当該長期信用銀行が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の株式等の所有については、当該長期信用銀行又はその子会社が同日において同条第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得したものとみなして、同条の規定を適用する。

7 (権限の委任) 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

8 (前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、政令で定めることにより、その一部を財務局長若しくは財務支局長(農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限においては、地方支分部局の長)に委任することができる。

9 (処分等の効力) 第百四十七条(内閣総理大臣は、この附則の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する)による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

10 (前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、政令で定めることにより、その一部を財務局長若しくは財務支局長(農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限においては、地方支分部局の長)に委任することができる。

11 (経過措置) 第百八十八条(この法律(附則第一条各号に掲げる規約にあっては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつた处分、手続きその他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当する規定があつては、当該規定の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定に相当する規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。)(罰則の適用に関する経過措置)

12 (経過措置) 第百八十九条(この法律(附則第一条各号に掲げる規約にあっては、当該規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)(その他の経過措置の政令への委任)

13 (経過措置) 第百九十条(附則第二条から第百四十六条まで、五百五十三条、第六十九条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。)(検討)

14 (経過措置) 第百九十二条(政府は、この法律の施行後においても、新保険業法の規定による保険契約者等の関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同

ものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)
第十五条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、は、政令で定められたものとみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に際し必要な経過措置(罰則に係る経過措置を含む)は、政令で定められる。

(検討)
第十七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新銀行法、新長期信用銀行法及び新保険業法の施行状況、銀行業及び保険業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、新銀行法第二条第十項に規定する銀行主要株主、新長期信用銀行法第十六条の二の二第五項に規定する長期信用銀行主要株主及び新保険業法第二条第十四項に規定する保険主要株主に係る制度について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（附則抄）

第一条 (平成一四年五月一一日法律第一号)
(施行期日)
1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。(罰則の適用に関する経過措置)
2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附則抄) 第五号
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則抄） 第七号
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則抄） 第一条
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年六月一二日法律第六号)
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第八十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十八条 附則第三十三条の三、第六

規則によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる。

(附則抄) 第八十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 (平成一五年五月三〇日法律第五号)
(施行期日)
1 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。(罰則の適用に関する経過措置)

第二条 (平成一五年五月三〇日法律第五号)
(施行期日)
1 この法律は、なお従前の例によることとされる。

(その他の経過措置の政令への委任)
第三十九条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 (平成一六年六月九日法律第八八号)
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第一百三十五条 この法律(附則第一条たゞし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる。

(その他の経過措置の政令への委任)
第二十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる。

(その他の経過措置の政令への委任)
第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)
第二十四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月九日法律第九七号)
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（処分等の効力）
第一项 中証券取引法第三十三条の三、第六十四条の二第一項第二号及び第六十四条の七第五項の改正規定(同法第六十五条の二第五項の改正規定(及び第七号)を「第七号及び第十二号」に改める部分に限る。)並びに同法第一百四十四条、第一百六十三条规定並びに第二百七条第一項第一号及び第二項の改正規定(第二条中外国証券業者に関する法律)

(以下この条において「外国証券業者法」という。)、第三十六条第二項の改正規定、第四条中投資信託及び投資法人に関する法律(以下この条において「投資信託法」という。)第十条の五の改正規定、第六条中有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(以下この条において「投資顧問業法」という。)

第十二条の規定、第十三条规定中小企業等協同組合第九条の八第六項第一号に次のように加える改正規定並びに第十四条から第十九条までの規定(この法律の公布の日)

(罰則に関する経過措置)

第一百一十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなお

その効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について(なお従前の例による。)

(その他の経過措置の政令への委任)
第一百一十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 (平成一六年一二月八日法律第一五九号)
(施行期日)
1 この法律は、平成十七年七月一日から施行する。

(附則抄) 第一六五号
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

(附則抄) 第一六五号
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(附則抄) 第三百五号
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定めるものと同一の規定に対する罰則の適用については、(その他の経過措置の政令への委任)

第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)
第二十四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その他の経過措置の政令への委任)

第三十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五四号)
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(第一項の効力)
第一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について(なお従前の例による。)

(その他の経過措置の政令への委任)
第一百一十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(附則抄) 第三一四号
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(附則抄) 第三一四号
(施行期日)
1 この法律は、内閣府令等の委任)

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

手続、書類の提出その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令又は主務省令で定める。(行政庁等)

第三十四条の二 この附則(附則第十五条第四項)

この附則において読み替えて準用する。ただし、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 この法律の公布の際に特定保険業を行つていた民法第三十四条の規定により設立された法人 移行登記をした日の前日において整備法第九十五条の規定によりなお従前の例により当該法人の業務の監督を行つていた行政機関(同日以前にあつては、同条の規定によりなお従前の例により当該法人の業務の監督を行つてゐる行政機関)

二 前号に掲げる法人以外の法人 内閣総理大臣

この附則及びこの附則において読み替えて準用する保険業法における主務省令は、内閣総理大臣及び前項第一号に掲げる法人の業務の監督に係る事務を所掌する大臣が共同で発する命令とする。(罰則に関する経過措置)

第三十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則及びこの附則において読み替えて準用する保険業法におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(権限の委任)

第三十六条 内閣総理大臣は、この附則及びこの附則において読み替えて準用する保険業法による権限(金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。この附則及びこの附則において読み替えて準用する保険業法による行政庁(都道府県の知事その他の執行機関を除く。)の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行われることができる。(政令への委任)

第三十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一七年七月二六日法律第八号七号)抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則(平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第一百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十三条、第三十一条、第三十四条、第六十条第二項、第六十六条第一項、第六十七条规定及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則(平成一七年一月二日法律第一〇六号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という)から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

第一略
二 附則第十五条及び第二十六条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という)から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

(銀行法等の一改正に伴う経過措置)
二 附則第十五条及び第二十六条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という)。又は長期信用銀行法第十二条第一項に規定する改正後の長期信用銀行法(第二条の規定による改正後の长期信用銀行法(以下「新長期信用銀行法」という))第二条に規定する新銀行法第八条第一項(新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に適用する。ただし、次の各号に規定する新銀行法第十八条第一項(新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に適用する場合を含む。

三 第一項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第三十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることによる。

第五条 銀行又は長期信用銀行の外国における支店その他の営業所又は代理店の設置又は廃止に関する新銀行法第八条第二項(新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する銀行等の営業年度又は事業年度に係るこれらの規定は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

規定期は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日以前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

規定期は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日以前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

第六条 新銀行法第八条第三項(新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日以前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

規定期は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日以前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

規定期は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日以前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

第七条 新銀行法第五十二条の三(新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日以前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

規定期は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日以前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

第八条 新銀行法第五十二条の四(新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日以前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

規定期は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日以前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

第九条 新銀行法第五十二条の五(新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日以前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

規定期は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日以前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

第十条 新銀行法第五十二条の六(新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日以前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

規定期は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日以前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

第十一条 新銀行法第五十二条の七(新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日以前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

規定期は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日以前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

十二条 新銀行法第五十二条の八(新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日以前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

規定期は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日以前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

十三条 新銀行法第五十二条の九(新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日以前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

規定期は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日以前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

十四条 新銀行法第五十二条の十(新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日以前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

規定期は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日以前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

十五条 新銀行法第五十二条の十一(新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日以前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

規定期は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日以前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

十六条 新銀行法第五十二条の十二(新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日以前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

規定期は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日以前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

十七条 新銀行法第五十二条の十三(新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日以前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

規定期は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日以前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

金庫（新労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所屬労働金庫をいう。）若しくは所屬信用協同組合（新協金法第六条の三第三項に規定する所屬信用協同組合をいう。）又は銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社の営業年度又は事業年度に係る新銀行法第五十二条の五第一項に規定する書類について適用する。（長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置）

第十条 この法律の施行の際現に新長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業（以下「長期信用銀行代理業」という。）を営んでいる者（次条第一項の規定により施行において新長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を受けたものとみなされた者を除く。）は、施行日から起算して三月間（当該期間内に同条第一項の許可に係る申請について不許可の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行代理業を當むことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

第二条 代理業（以下「長期信用銀行代理業」という。）を営んでいる者（次条第一項の規定により施行において新長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を受けたものとみなされた者を除く。）は、施行日から起算して三月間（当該期間内に同条第一項の許可に係る申請について不許可の

第三条 前項の規定により許可を受けたものとみなされる者は、施行日から起算して三月以内に新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第四条 第一項の規定により許可を受けたものとみなされる者については、新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の三十九の規定は、同項の規定にかかわらず、当該許可を受けたものとみなされる者が前項の規定により同項に規定する書類を提出するまでの間は、適用しない。

第五条 この法律の施行の際現に旧長期信用銀行法第十九条において準用する新銀行法第八条第一項において準用する新銀行法第五十二条第一項の規定により長期信用銀行代理業を當む者（新長期信用銀行法第六条の七に規定する長期信用銀行等に限る。次項において「長期信用銀行代理業を當む場合には、その者を長期信用銀行代理業者とみなして、新長期信用銀行法第六条の五第三項及び第四項の規定、新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第十一条の二、第二十四条、第二十五条、第三十八条、第五十二条の三十七、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）及び第五十七条の四第二項の規定並びにこれらに係る新長期信用銀行法第二十条の二から第二十七条までの規定を適用する。この場合において、新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の六十一第一項の規定にかかる場合は、適用しない。

第六条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第七条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第八条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第九条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第十条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第十二条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第十三条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第十四条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第十五条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第十六条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第十七条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第十八条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第十九条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第二十条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第二十一条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第二十二条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第二十三条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第二十四条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第二十五条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第二十六条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第二十七条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第二十八条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第二十九条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第三十条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第三十一条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第三十二条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第三十三条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第三十四条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第三十五条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第三十六条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第三十七条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第三十八条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第三十九条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

第四十条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

第四十一条 前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及

金庫法第八十五条の一第一項、新労働金庫法第八十九条の三第一項又は新協金法第六条の三第三項に規定する所屬労働金庫（以下「新労働金庫」といふ。）の附則の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後についた行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定期の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（検討）

第四十三条 前項の規定による申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に處する。

第四十四条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しても二億円以下の罰金刑を、その人に対する同項の罰金刑を科する。

第四十五条 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告とされ又被告とされる場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（処分等の効力）

第四十六条 第二条の二から第二十七条までの規定にかかる場合は、適用しない。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。（长期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第百九十二条 長期信用銀行（第十四条の規定による改正後の長期信用銀行法（以下この条において「新長期信用銀行法」という。）第二条において「新長期信用銀行法」という。）第二条に規定する長期信用銀行をいう。）は、この法律の施行後最初に特定預金等契約（新長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等契約をいう。）の申込みを顧客（新金融商品取引法第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、この法律の施行前に当該顧客が新長期信用銀行法第十七条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を新長期信用銀行法第十七条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときは、当該顧客に対し、この法律の施行後に当該顧客が新長期信用銀行法第十七条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する告げをしたものとみなす。（権限の委任）

第二百一十六条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

第二百一十七条 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、そ

(罰則に関する経過措置)
第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (その他の経過措置の政令への委任)

第二十六条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二十九年六月二日法律第四五号) 抄

(施行期日)

第一条

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第三条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。（他の経過措置の政令への委任）

附 則 (令和元年六月七日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十一条、第十二条及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。

(その他の経過措置)

（罰則に関する経過措置）

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十一条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第三十二条 政府は、この法律の施行後五年を用途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

ると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第一百三十三条、第四条、第五十五条（国家戦略特別区及び第六条の規定）、第六十一条（地方自治法第二百五十五条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十九条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百十六条、第一百十九条、第一百二十二条、第一百二十三条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の規定）並びに第一百七十三条及び附則第十六条、第十七条、第二十一条、第二十二条及び第二十三条から第二十九条までの規定）、公布の日から起算して六月を経過した日

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制度上の措置を講ずるものとする。

(罰則)

第二十七条 政府は、この附則の規定するものほか、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(検討)

から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十八条 政府は、この附則に規定するものほか、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行に關する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令への委任）

附 則 (令和三年五月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中銀行法第五十二条の二の改正規定及び同法第五十五条の二の改正規定、第三条中金融商品取引法第三十七条の二（見出しを含む。）の改正規定、第七条中二百六十九条の改正規定（第六十八条第二項を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。）、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第一項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中二項を改め、第三百九条の改正規定（第六十九条の二の改正規定、第八条中長期信用銀行法第十七条の二の改正規定並びに第十二条中保険業法第四条第三項の改正規定、第三百九条の二の改正規定及び同法第三百九条の改正規定（第六十九条の二の改正規定、第八条中长期信用銀行法第十七条の二の改正規定並びに第十二条中保険業法第四条第三項の改正規定、同法第三百九条の二の改正規定及び同法第三百九条の改正規定（第六十九条の二の改正規定、第七十一条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十一条第一項の改正規定並びに第百二十四条及び第百二十五条の規定）、第八十九条中農林中央金庫の規定）並びに第百七十三条及び附則第十六条第一項の改正規定、第五十一

条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定）、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十一条第一項の改正規定並びに第百二十四条及び第百二十五

(罰則に関する経過措置)

第四十二条 この附則に規定するものほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によると認めるとときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第四十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に關する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

（政令への委任）

附 則 (令和二年六月一二日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）

(罰則に関する経過措置)

第四十四条 政府は、この法律の施行後五年を用途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

